

ID: 5621

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等の許可		
法令名 根拠条項	宅地造成及び特定盛土等規制法 第6条第1項		
法令番号	昭和36年法律第191号		
【基準】 法第6条第1項の規定による。 (基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等) 第6条 前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物(以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日